年末交通事故防止

県民総ぐるみ運動

令和８年１２月１日(火)～１２月１０日(木)



◆運動の重点◆

１　高齢者の交通事故防止
２　歩行者の安全な通行の確保
３　飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
４　自転車等の安全利用の推進

広島県交通安全年間スローガン

「譲り合い ハンドル越しの 思いやり」

自転車用ヘルメット購入助成実施中

呉市では，自転車用ヘルメットの購入費の一部（最大 2，000 円）を補助しています。
呉市にお住まいで，令和8年4月1日以降に安全基準を満たしたヘルメットを購入された方が対象です。

【呉市 HP】

呉市役所　地域協働課　市民センターグループ　（0823）25-3283





裏面もご覧ください

重点①　高齢者の交通事故防止

●高齢になると運転に必要な能力が**低下**していきます。高齢者マークを使用するよう心がけましょう。**安全運転サポート車の利用**も事故を防ぐ手段の一つです。
●運転に自信がなくなったら家族などに相談し，運転免許証の**自主返納**を検討しましょう。

重点②　歩行者の安全な通行の確保

●歩行者は横断歩道を横断する際，**左右の安全確認**を必ず行いましょう。
●ドライバーの皆さんは，信号機のない横断歩道で歩行者を確認したら，**横断歩道の手前**で減速し，**停止**するようにしましょう。

重点③　飲酒運転を始めとする危険運転の根絶



●**飲酒運転**は，重大な交通事故につながり**大変危険**です。
「飲んだら絶対運転しない。飲む席に車を運転していかない。運転する人に酒を勧めない。」ことを徹底し，**飲酒運転の根絶**を目指しましょう。

重点④　自転車等の安全利用の推進



●自転車は，軽車両に位置づけられた**「車のなかま」**です。交通ルールを守り，安全運転を心がけましょう。
●すべての自転車利用者は**ヘルメットを着用**し，交差点では**信号と一時停止**を守り，夜間はライトを点灯しましょう。
●自転車の**損害賠償責任保険等に必ず加入**しましょう。

令和８年９月１日から中央線などのない生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました！！

60 km/h ⟶ 30 km/h



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

※法定速度に関わらず道路状況や天候に応じて安全な速度で運転するよう心掛けましょう。